

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		4,909	360,904,908
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		190	5,359,695
債 務 控 除 額		2,886	36,366,471
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		790	2,746,748
課 税 価 格		4,939	332,644,881
相 続 税 額	算 出 税 額	4,884	48,068,514
	2 割 加 算 額	533	883,649
	計	4,884	48,952,163
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	209	91,481
	配 偶 者	724	9,507,565
	未 成 年 者	43	10,859
	障 害 者	163	164,379
	相 次 相 続	218	689,842
	外 国 税 額	4	239,199
	計	1,243	10,703,324
差 引 税 額	4,256	38,248,840	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額	64	361,089	
小 計	4,248	37,887,751	
農 地 等 納 税 猶 予 額	19	280,209	
株 式 等 納 税 猶 予 額	5	95,850	
山 林 等 納 税 猶 予 額	-	-	
申 告 納 税 額	納 付 税 額	4,246	37,567,856
	還 付 税 額	31	56,164
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額	-	-	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	1,749	139,960,000	

調査対象等： 平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 外書は災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 21 年 分	4,575	298,566,642	39,186,996	11,025,630	3,951	27,219,916	29	79,233	1,577
平成 22 年 分	4,795	319,544,909	45,809,726	10,901,777	4,109	34,152,288	20	36,503	1,626
平成 23 年 分	5,012	315,675,038	42,244,477	11,401,284	4,300	30,129,162	32	80,383	1,677
平成 24 年 分	4,823	296,352,238	36,017,608	9,236,074	4,108	26,210,881	34	75,093	1,677
平成 25 年 分	4,939	332,644,881	48,952,163	10,703,324	4,246	37,567,856	31	56,164	1,749

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
門司	51	7,507,971	44	2,147,804	20
若松	93	8,521,833	76	1,195,438	36
小倉	266	18,030,814	223	2,310,951	101
八幡	286	19,165,035	248	2,773,419	104
博多	170	13,477,785	150	2,151,722	59
香椎	421	25,567,826	369	1,964,211	152
福岡	603	48,246,423	522	5,838,941	223
西福岡	492	38,960,012	428	5,638,969	188
大牟田	130	8,398,287	110	1,203,988	42
久留米	363	20,885,125	313	1,557,631	128
直方	42	2,645,802	32	216,116	16
飯塚	60	2,899,228	54	163,729	22
田川	33	2,386,984	29	170,961	12
甘木	45	2,542,626	37	140,671	14
八女	85	5,587,839	71	556,333	30
大川	53	3,247,530	45	253,119	16
行橋	105	5,976,537	90	504,181	37
筑紫	422	23,856,246	368	1,955,747	133
福岡県計	3,720	257,903,903	3,209	30,743,932	1,333
佐賀	225	11,718,029	197	844,295	73
唐津	63	3,888,035	55	306,078	25
鳥栖	126	6,171,579	104	510,496	42
伊万里	36	3,076,522	29	264,343	14
武雄	55	3,344,737	44	236,061	20
佐賀県計	505	28,198,902	429	2,161,273	174
長崎	333	19,674,313	283	1,451,004	111
佐世保	161	11,099,525	139	1,753,717	53
島原	36	2,010,148	32	89,273	16
諫早	122	10,649,501	100	1,240,796	41
福江	13	665,953	11	15,999	5
平戸	26	1,194,264	23	55,397	8
壱岐	14	976,486	12	52,580	5
厳原	9	271,886	8	3,886	3
長崎県計	714	46,542,076	608	4,662,652	242
総計	4,939	332,644,881	4,246	37,567,856	1,749

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	4,940	332,365,672	4,259	37,536,212	1,749
	修正申告による増差額	54	515,639	88	82,320	41
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	31 △	236,430	48 △	50,676	25
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 4,939	332,644,881	実 4,246	37,567,856	実 1,749
過年分	申 告 額	124	5,632,478	112	337,817	68
	修正申告による増差額	771	10,484,908	1,095	2,165,742	444
	更正による増差額	2	14,915	4	2,430	2
	更正等による減差額	168 △	2,680,597	233 △	813,804	118
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,044	13,451,704	実 1,415	1,692,184	実 551
合 計	申 告 額	5,064	337,998,150	4,371	37,874,029	1,817
	修正申告による増差額	825	11,000,547	1,183	2,248,062	485
	更正による増差額	2	14,915	4	2,430	2
	更正等による減差額	199 △	2,917,027	281 △	864,481	143
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 5,983	346,096,585	実 5,661	39,260,040	実 2,300

調査対象等： 「本年分」は平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成24年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年11月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成23年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年7月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	2	273	14	1,214	-	-
過 年 分	718	134,340	111	39,953	52	87,801
合 計	720	134,613	125	41,167	52	87,801

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5 - 2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
			千円	千円		
1 億円以下	438	36,280,519	1,025,295	194,166	592,819	970
1 億円超	866	117,726,870	1,906,556	1,311,545	5,178,931	2,718
2 "	260	61,976,668	401,740	460,192	5,667,835	896
3 "	114	43,772,780	752,933	411,719	6,261,454	412
5 "	34	20,150,224	541,708	120,676	3,927,755	132
7 "	20	17,009,597	283,646	107,413	3,527,508	69
10 "	10	13,296,312	317,199	90,680	4,007,667	30
20 "	3	7,179,214	107,617	23,078	1,837,182	12
30 "	4	14,973,488	-	35,279	6,535,061	12
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合 計	1,749	332,365,672	5,336,694	2,754,748	37,536,212	5,251

調査対象等：平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	9	108	148	126	47	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	4	80	179	284	219	66	21	10	2	-	1	-
2 "	1	15	55	79	69	23	6	2	4	3	1	2
3 "	-	4	23	35	33	10	3	2	2	1	-	1
5 "	-	4	5	7	10	3	2	-	2	-	-	1
7 "	1	-	5	5	4	2	3	-	-	-	-	-
10 "	-	1	2	4	2	1	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	15	212	418	543	386	106	35	14	10	4	2	4

(注) この表は、「(1)人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	377	9,347,641
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	383	4,836,618
	宅地（借地権を含む。）	1,602	95,108,754
	山林	404	1,239,649
	その他の土地	443	7,796,999
	計	実 1,633	118,329,661
家屋、構築物		1,537	23,915,636
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	191	361,723
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	35	130,558
	売掛金	59	396,666
	その他の財産	153	1,611,925
	計	実 301	2,500,872
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	346	18,897,288
	同上以外の株式及び出資	967	15,129,698
	公債及び社債	420	8,666,195
	投資・貸付信託受益証券	628	17,522,613
	計	実 1,311	60,215,795
現金、預貯金等		1,738	103,315,237
家庭用財産		1,230	705,915
その他の財産	生命保険金等	547	16,312,868
	退職手当金等	145	9,229,059
	立木	78	79,605
	その他の	1,508	26,016,269
	計	実 1,572	51,637,801
合計		実 1,746	360,620,917
相続時精算課税適用財産価額		133	5,336,694
債務等	債務	1,602	32,589,846
	葬式費用	1,709	3,756,842
	計	実 1,735	36,346,688
差引純資産価額		1,749	329,610,924
暦年課税分贈与財産価額		427	2,754,748
課税価額		1,749	332,365,672

調査対象等：平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。